

国家戦略特区ワーキンググループの開催について

平成 26 年 3 月 31 日
内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）決定
平成 26 年 12 月 8 日
一部改正
平成 27 年 1 月 15 日
一部改正
平成 27 年 4 月 30 日
一部改正
平成 29 年 8 月 23 日
一部改正
平成 29 年 11 月 20 日
一部改正
平成 30 年 1 月 4 日
一部改正
平成 30 年 4 月 1 日
一部改正
平成 30 年 7 月 30 日
一部改正
令和 3 年 4 月 1 日
一部改正
令和 4 年 9 月 1 日
一部改正
令和 5 年 4 月 1 日
一部改正
令和 6 年 9 月 1 日
一部改正
令和 7 年 4 月 1 日
一部改正

1 趣旨

国家戦略特別区域制度に関する施策の調査及び検討に資するため、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下、国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成

(1) ワーキンググループは、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣府特命担当大

臣（地方創生）が開催する。

- (2) ワーキンググループの座長及び座長代理は、内閣府特命担当大臣（地方創生）が指名する。
- (3) ワーキンググループは、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキンググループの庶務は、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の協力を得て、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

国家戦略特区ワーキンググループ 有識者名簿

- 安 藤 至 大 日本大学経済学部教授
- 安 念 潤 司 中央大学大学院法務研究科教授
- 大 槻 奈 那 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授
ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
- (座長代理) 落 合 孝 文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 澁 谷 遊 野 東京大学大学院情報学環准教授
- 菅 原 晶 子 公益社団法人経済同友会常務理事
- (座長) 中 川 雅 之 日本大学経済学部教授
- 堀 天 子 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
- 堀 真 奈 美 東海大学健康学部健康マネジメント学科教授
- 安 田 洋 祐 大阪大学大学院経済学研究科教授